

安全衛生管理推進会議作成

別紙・再発防止対策—事故調査委員会調査結果報告書に対するもの—

	事故調査委員会からの提言事項	安全衛生管理推進会議で検討した再発防止対策	備考
①	<p>(1) ドライアイスの危険性に関する周知徹底 ドライアイスの特性として、密閉された空間においては酸素欠乏や二酸化炭素中毒を瞬時に引き起こす危険性があることについて、教職員及び学生への周知徹底を図ること。 なお、二酸化炭素中毒については、室内の換気が行われている場合であっても、高濃度の二酸化炭素を吸入することで意識消失を招く危険がある点に留意する必要がある。</p>	<p>【対応済】 事故発生の原因を踏まえ、徳島大学安全ガイドラインを令和7年12月15日に改訂し、令和7年12月22日に各部局長宛に「計画停電時におけるドライアイス使用の禁止について（通知）」を行い、以下の事項について周知している。 ①ドライアイスの使用に関する通知 ②徳島大学安全ガイドラインの改訂 ③ドライアイス等使用時の張り紙、注意事項のひな型 なお、①～③については、本学ホームページに掲載している。</p>	
②	<p>(2) 酸素欠乏への対策 計画停電時の保冷目的のドライアイスの使用は全面的に禁止する。その場合には、仮設電源の確保等の代替手段を講じることも考えられる。 しかしながら、研究や実験等の実施においてドライアイスの使用が不可欠となる場合には、計画停電時の対応と同様に一律に使用を禁止することは現実的ではない。このため、寒剤（ドライアイス、液体窒素、液体ヘリウム等）を使用する場合は、張り紙等（大学として標準的な注意喚起の張り紙デザインを作成し、教職員が手軽に利用できる環境を構築すること。）により、誰が見ても危険性を認識できるよう明示するとともに、酸素濃度計等必要なセンサーの設置や換気の実施など、万全の安全対策を講じること。また、換気装置が設置されていない部屋については、その旨を明確に表示すること。 なお、デュープリーザー等の装置内をドライアイスで保冷する場合又はドライアイスを保管する場合は、装置内部が酸素欠乏や高濃度の二酸化炭素状態となっている可能性があり、不用意に顔を近づけることで同様の危険が生じるため、掲示等による注意喚起を行うこと。</p>	<p>【予定】 ○今後も引き続き、年度当初に各部局長宛に同様の通知を行うとともに、別途、徳島大学安全ガイドラインを学生向けの安全管理教育に使用するよう各部局長に重ねて依頼する。 ○徳島大学安全ガイドラインについて、以下の改訂を行い、周知徹底を図る。 ・「第1章 本ガイドラインの目的」において、本ガイドラインは、学生・研究生等について準用することを明記する。この場合ガイドラインにおいて「受入れ研究員等」とあるのは、「学生・研究生等」と読み替えることとする。 ・「5.5.4 実験時等におけるドライアイスの取扱い」【実験及び保管時の注意事項】において、酸素濃度計の設置について追記すること。 ・換気装置が設置されていない部屋については、その旨を明確に表示すること。 ○注意事項のひな型について、以下の改訂を行い、周知徹底を図る。 ・濃度計の設置について追記すること。 ・換気装置が設置されていない部屋については、その旨を明確に表示すること。</p>	<p>参考資料① 「計画停電時におけるドライアイス使用の禁止について（通知）」 参考資料② 徳島大学安全ガイドライン 参考資料③ ドライアイス等使用時の張り紙 参考資料④ 注意事項のひな型</p>
③	<p>(3) 共同利用環境の責任者の明確化 複数の研究室が共同で使用する施設等については、責任者を明確に定め、当該責任者が施設の安全管理に責任を持ち、その使用実態を把握すること。また、共同利用する研究室間においては、常にコミュニケーションを図り、課題認識の共有や事故予防策の徹底を申し合わせるなど、教職員及び学生を含めて利用方法等の周知徹底を行うこと。</p>	<p>国立大学法人徳島大学固定資産管理事務取扱細則第19条(1)において、不動産監守者が不動産利用の点検を行うことが責務として規定されている。共同利用している研究室等においても、1名の不動産監守者を定めている。不動産監守者に対し、改めて不動産監守者の責務について認識してもらうとともに、共同利用者との情報共有に努めるよう周知徹底を行う。</p>	<p>○国立大学法人徳島大学固定資産管理事務取扱細則(抄) (不動産の監守) 第18条 資産管理責任者は、所属職員のうちから不動産監守者(以下「監守者」という。)を定め、資産管理単位に属する不動産を監守させなければならない。 2 資産管理責任者は、必要があると認めるときは、所属職員のうちから不動産補助監守者(以下「補助監守者」という。)を定め、当該監守者の事務を補助させることができる。 3 資産管理責任者は、特に必要がある場合は、他の資産管理責任者の同意を得て、当該他の資産管理単位に所属する職員を監守者及び補助監守者として定めることができる。 4～6 (略) (監守者の責務) 第19条 監守者は、資産管理責任者の指導監督を受け、その相当する不動産の監守に関し、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。 (1) 不動産の利用状況の点検 (2) 火気使用の箇所及びその周辺の火災防止措置の徹底 (3) 化学実験室、燃料庫等における危険薬品、燃料等の管理状況の点検 (4)～(11) (略) (監守者等の報告) 第20条 監守者及び補助監守者は、その担当する不動産の状況について、次の各号に掲げる事項を記載した書類をもって資産管理責任者に報告しなければならない。 (1) 前条の規定による点検、調査等を行ったときは、その状況に関する事項 (2) 不動産の監守上設備の改善その他の措置を必要と認めるときは、その事項 (3) 担当する不動産に異状があると認めるときは、その事項 (4) その他必要と認める事項</p> <p>不動産監守者 https://gakunai.honbu.tokushima-u.ac.jp/univonly/static/jimukyoku/zaimubu/keirika/sisan/syoubou/syoubou_main1.html</p>
④	<p>上記の提言が継続性を持って徹底されるよう安全ガイドライン等に明記すること。</p>	<p>安全ガイドラインの改訂、規則の周知等を行う。</p>	
⑤	<p>(その他) 徳島大学の現状では、安全ガイドラインに基づき各研究室が責任を持ち、それぞれの研究における危険物質等の取扱いについて、その危険性を熟知した上で安全対策を講じているところである。しかし、今回の事故を真摯に受け止め、全学的な安全衛生管理を統括する恒常的な組織の設置など、より包括的な管理体制を構築することが求められる。これにより、各研究室における危険物等の管理状況や使用状況を全学的な統一尺度で日常的にモニタリングし、不備が認められた場合には指導的立場から適切に関与することが可能となる。また、ヒヤリハット事案の迅速な全学共有や、全学的な安全衛生教育の一層の充実など、事故の未然防止に資する実効性の高い対策につなげていく必要がある。</p>	<p>各部署にまたがる安全衛生業務(毒物・劇物の管理、作業環境測定、建物の安全管理等)を一元的に統括し、横断的な管理を行うために、専門的知識を有する職員(衛生管理者、施設系技術職員等)を配置した「環境安全衛生管理室(仮称)」を設置することを安全衛生管理推進会議から学長に提言する。 当該室は、令和8年度中又は令和9年4月1日までに設置する。</p>	<p>参考資料⑤ 徳島大学安全衛生組織の現状と将来構想</p>